

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更 ・道路の供用開始（4件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の役員の就退任 ・土地改良区の定款変更の認可 ・二級建築士試験の実施 ・木造建築士試験の実施 <p>◎ 公安委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 	<p>所管課（室）名</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>”</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>”</p> <p>建 築 課</p> <p>”</p> <p>警 務 課</p>
---	---

告 示

長崎県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路 線 名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町立石南触字濱田1160番3地先から 壱岐市勝本町立石南触字金高1242番1地先まで	前	16.7～72.2	294.0	
	後	15.9～73.4	294.0	

長崎県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町百合畑触字百合草畑110番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字金高1247番1地先まで	令和2年3月3日

長崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字江川638番3地先から 五島市富江町松尾字泉河632番4地先まで	令和2年3月3日

長崎県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字地藏坂子108番2地先から 五島市富江町松尾字地藏坂子108番2地先まで	令和2年3月3日

長崎県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字地藏坂子108番1地先から 五島市富江町松尾字地藏坂子113番1地先まで	令和2年3月3日

公 告**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白崎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 脇 初 良	西海市西彼町白崎郷118-4	山 脇 初 良	西海市西彼町白崎郷118-4
富 永 啓 介	西海市西彼町白崎郷1373-1	富 永 啓 介	西海市西彼町白崎郷1373-1
浅 江 伸 之	西海市西彼町下岳郷81	浅 江 伸 之	西海市西彼町下岳郷81
田 崎 貴 則	西海市西彼町上岳郷611	田 崎 貴 則	西海市西彼町上岳郷611
辻 憲 治	西海市西彼町白崎郷979	辻 憲 治	西海市西彼町白崎郷979
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
七 瀬 成 浩	西海市西彼町亀浦郷1792	七 瀬 成 浩	西海市西彼町亀浦郷1792
内 海 浩 一	西海市西彼町下岳郷127	内 海 浩 一	西海市西彼町下岳郷127

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 鯛の鼻土地改良区

認可年月日 令和2年2月21日

二級建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

1 試験の日時及び場所

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所
令和2年7月5日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎大学（文教キャンパス） 長崎市文教町1-14 福岡工業大学 福岡市東区和白東3-30-1 （福岡工業大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。）
令和2年9月13日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎大学（文教キャンパス） 長崎市文教町1-14 福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 （福岡女子大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。）

2 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の(イ)又は(ロ)に該当する者に限り行うことができる。

- (イ) 過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、令和元年以前の二級建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されているもの
- (ロ) 離島等で直接提出ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（任意様式）又は住民票が添付されている者

イ 受験申込受付期間

令和2年3月25日（水）から令和2年3月31日（火）まで

ウ 受験申込方法及び郵送

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものにより行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

- (イ) 期間 令和2年4月13日（月）から令和2年4月20日（月）まで
- (ロ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込受付場所及び期間

受付場所	所在地	受付期間
長崎県勤労福祉会館	長崎市桜町9-6	令和2年4月9日（木）から 令和2年4月13日（月）まで
長崎県北振興局本館	佐世保市木場田町3-25	令和2年4月9日（木）

イ 受付時間 午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込書の受付方法

受験申込書の受付は、上記アの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成30年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成30年若しくは令和元年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は平成30年若しくは令和元年の設計製図の試験の不合格通知書で令和2年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表日

- ア 学科の試験 令和2年8月25日（火）（予定）
- イ 設計製図の試験 令和2年12月3日（木）（予定）

(2) 合格者の発表及び合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

6 受験手数料

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）に定める金額（18,500円）

7 その他

- (1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。
- (2) 受験申込手続その他不明な点は公益財団法人建築技術教育普及センター（電話03-6261-3310）若しくは一

般社団法人長崎県建築士会（電話095-828-0753）又は長崎県土木部建築課（電話095-894-3093）に問い合わせること。

なお、文書による問合せは、必ず返信用郵便切手を同封すること。

木造建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月3日

長崎県知事 中村 法道

1 試験の日時及び場所

試験日	科目	時間	試験場所
令和2年7月12日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎大学（文教キャンパス） 長崎市文教町1-14 西南学院大学 福岡市早良区西新3-12-14 （西南学院大学にあつては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。）
令和2年10月11日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎大学（文教キャンパス） 長崎市文教町1-14 西南学院大学 福岡市早良区西新3-12-14 （西南学院大学にあつては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。）

2 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の(ア)又は(イ)に該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、令和元年以前の木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されているもの

(イ) 離島等で直接提出ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（任意様式）又は住民票が添付されている者

イ 受験申込受付期間

令和2年3月25日（水）から令和2年3月31日（火）まで

ウ 受験申込方法及び郵送

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 令和2年4月13日（月）から令和2年4月20日（月）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込受付場所及び期間

受 付 場 所	所 在 地	受 付 期 間
長崎県勤労福祉会館	長崎市桜町9-6	令和2年4月9日(木) から 令和2年4月13日(月) まで
長崎県県北振興局本館	佐世保市木場田町3-25	令和2年4月9日(木)

イ 受付時間 午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込書の受付方法

受験申込書の受付は、上記アの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

3 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成30年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成30年若しくは令和元年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は平成30年若しくは令和元年の設計製図の試験の不合格通知書で令和2年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

4 合格者の発表等

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験 令和2年9月8日(火)(予定)

イ 設計製図の試験 令和2年12月3日(木)(予定)

(2) 合格者の発表及び合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 受験手数料

長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)に定める金額(18,500円)

6 その他

(1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(2) 受験申込手続その他不明な点は公益財団法人建築技術教育普及センター(電話03-6261-3310)若しくは一般社団法人長崎県建築士会(電話095-828-0753)又は長崎県土木部建築課(電話095-894-3093)に問い合わせること。

なお、文書による問合せは、必ず返信用郵便切手を同封すること。

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月3日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第3号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則(平成14年長崎県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(刑事部の分課) 第6条 略 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び <u>涉外</u> 捜査室を、捜査第一課に検視官室を、捜査第二課に特殊詐欺捜査室を、組織犯罪対策課に行政・企業対象暴力対策室を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。 (刑事総務課の事務) 第26条 刑事部刑事総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(4) 略	(刑事部の分課) 第6条 略 2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び <u>国際</u> 捜査室を、捜査第一課に検視官室を、捜査第二課に特殊詐欺捜査室を、組織犯罪対策課に行政・企業対象暴力対策室を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。 (刑事総務課の事務) 第26条 刑事部刑事総務課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(4) 略

(5)及び(6) 略
 (7) 涉外捜査室に関すること。
 (8)及び(9) 略
 2及び3 略
 4 涉外捜査室は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員等に関する事件捜査並びに涉外に関する事務を行う。
 (組織犯罪対策課の事務)
 第28条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(10) 略
 (11) 通訳センターに関すること。
 (交通指導課の事務)
 第33条 交通部交通指導課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(9) 略
 (10) 略
 2 略
 (交通規制課の事務)
 第34条 交通部交通規制課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(5) 略
 (6) 自動車の保管場所及び運行供用制限に関すること。
 (運転免許管理課の事務)
 第35条 略
 2 運転免許試験場は、運転免許試験、免許証の更新等、安全運転相談及び自動車教習所に関する事務並びに国際運転免許証、外国運転免許証及び国外運転免許証に関する事務を行う。
 3 略
 (高速道路交通警察隊の事務)
 第37条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79条)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)における交通警察に関すること。
 (2) 高速道路における犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理に関すること。
 (涉外捜査室長)
 第66条の3 涉外捜査室に室長を置く。
 2 室長は、上司の命を受け、涉外捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
 (階級)
 第70条 略
 2 取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、術科指導室長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、涉外捜査室長、機動鑑識隊長及び駐車対策室長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。
 別表第3(第103条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
略		

(5) 通訳センターに関すること。
 (6)及び(7) 略
 (8) 国際捜査室に関すること。
 (9)及び(10) 略
 2及び3 略
 4 国際捜査室は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員等に関する事件捜査並びに涉外に関する事務を行う。
 (組織犯罪対策課の事務)
 第28条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(10) 略
 (交通指導課の事務)
 第33条 交通部交通指導課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(9) 略
 (10) 国外運転免許証の発行に関すること。
 (11) 略
 2 略
 (交通規制課の事務)
 第34条 交通部交通規制課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(5) 略
 (6) 自動車の保管場所及び運行共用制限に関すること。
 (運転免許管理課の事務)
 第35条 略
 2 運転免許試験場は、運転免許試験、運転適性検査、運転免許証及び運転経歴証明書の作成及び交付、運転免許データの登録及び通報、運転免許台帳の照会、外国免許並びに自動車教習所に関する事務を行う。
 3 略
 (高速道路交通警察隊の事務)
 第37条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 高速自動車国道、長崎バイパス、ながさき出島道路及び西九州自動車道における交通警察に関すること。
 (2) 高速自動車国道、長崎バイパス、ながさき出島道路及び西九州自動車道における犯罪捜査の初期活動その他の必要な警察事務の処理に関すること。
 (国際捜査室長)
 第66条の3 国際捜査室に室長を置く。
 2 室長は、上司の命を受け、国際捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
 (階級)
 第70条 略
 2 取調べ監督室長、情報公開室長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、初動警察支援隊長、少年サポートセンター長、国際捜査室長、機動鑑識隊長及び駐車対策室長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。
 別表第3(第103条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
略		

大浦 稲佐 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	大浦 稲佐 時津 雲仙 島原 大村 早岐 相浦 五島	略
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	西海 南島原 川棚 江迎 松浦 平戸 対馬南	略
略		略	

附 則

この規則は、令和2年3月23日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏 弥ト